別記様式第２号（第８条関係）

（表面）

第　　号

身　分　証　明　書

写

押出ス
タンプ

官職
氏名

真

年　　月　　日生

上記の者は、国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年国家公安委員会規則第２号）第８条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

国家公安委員会　印

（裏面）

公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）（抜粋）

第３条　公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第４条　主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

２　略

国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和59年国家公安委員会規則第２号）（抜粋）

（業務の監督）

第８条　国家公安委員会は、警察関係公益信託の監督上必要があると認めるときは、当該信託の受託者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察庁の職員に当該信託に係る信託事務を行う事務所に立ち入り、業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、別記様式第２号の身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列８番とする。